

国海総第 194 号

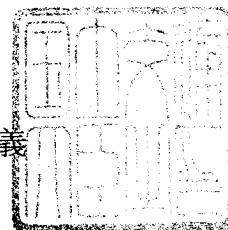
平成21年7月14日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一 義



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第7項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第88号

船員に関する特定最低賃金（漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）を改正することについて、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。